

公益財団法人茨城カウンセリングセンター 評議員及び役員の報酬等の支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人茨城カウンセリングセンター定款第14条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給（及び費用の支払い）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益（及び退職手当）であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本センターの評議員及び役員には報酬等は支給しない。ただし、常勤役員には報酬等を支給する。

- 2 常勤役員に対して支給する報酬等は、報酬（基本給）、賞与及び諸手当とする。諸手当とは給与規定第13条に規定する出講手当及び旅費規定に定める旅費日当をいう。退職手当は支給しない。
- 3 他の法人及び団体等から、常勤役員の派遣や出向等を受け、契約に基づいてその対価を支払っている場合は、名称のいかんに関わらず当該役員に対する報酬とみなす。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員の報酬（基本給）等の額は、別表に定める額とし、年間総額は、6百万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給にあたっては、給与規定第3条及び第4条に準拠して支給する。

(報酬等の額の日割計算)

- 第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、当該月の勤務すべき総日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、当該月までの報酬を支給する。

(公表)

- 第7条 本センターは、この基準をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改定)

- 第8条 この基準の改定は、評議員会の決議により行う。

(協議事項)

- 第9条 本基準に定めのない事項については、理事会において協議し決定するものとする。

附則

- 1 この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 別表(第4条関係)

役職名	報酬(基本給)月額	備考
副理事長	250,000円	6月と12月の賞与は報酬月額1カ月分
専務理事	100,000円	出向者